

「詐欺的なメール副業に気をつけて」
メールで他人の悩みを聞くだけで簡単に稼げる?

ネット上で在宅での仕事を探していると、「メールで高収入の男性の悩みを聞くだけで簡単に稼げる」、「スマホでも出来る」という副業があることを知った。さっそく、アプリをダウンロードし、サイトに登録した。すると、会社経営者という男性の悩みを数回メールで聞けば、お金を支援してくれると言う。

しかし、お金の受け渡しのためには、サイトの正会員になる必要があると言われ、5万円をカードで決済した。その後も、メールをやり取りするために、様々な理由で百万円以上支払ったが、支援金が支払われる様子がない。ネットを見ると、詐欺とのことだった。

アドバイス

1. 「メール副業で簡単に稼げる」と思って登録すると“出会い系サイト”に誘導されてしまい、“サクラ”にお金をだまし取られるという事例が発生しています。
「簡単に稼げる」等とうたったネット上の広告を見て、いつの間にか“出会い系サイト”に誘導されます。中には“出会い系サイト”に登録したという意識がない相談者もみられます。
2. サービスを利用する度にサイト利用料が発生する場合は、特に注意しましょう。
最初は、無料で“出会い系サイト”への登録やメール交換が出来ても、いざお金がもらえるといった段階や相手との話がはずんできた段階等で、有料ポイント等を購入しないと相手方と連絡が取れなくなる等と言われ、費用を支払ってしまうこととなります。
3. **トラブルに遭ったと感じたら**
可能な限り、携帯電話やパソコンに届いたメールやサイト内に残っているメールを保存もしくはプリントアウトし、さらに支払いの記録を保管して、早急に消費生活センターにご相談ください。



困ったら
ご相談を!

*「くらしの赤信号」は、くらしのリーダーをはじめ市民ボランティアの方々のご協力で配布しています。

架空請求にご注意を！

スマホ等のSMS（ショートメッセージサービス）※やハガキを利用した架空請求のご相談が寄せられています。ご存知の方も、改めてご注意をお願いします。

★SMSを使った架空請求事例

DMMやヤフーといった大手企業の名前をかたり、SMSを利用して「有料動画サイトの未払料金」などの名目で金銭を支払わせようとするのでご注意ください。



※SMSとはメールサービスではなく携帯電話番号を宛先にして送受信するメッセージサービス

有料動画閲覧履歴があるため、本日中にご連絡いただけない場合、身辺調査及び法的措置へ移行となります。

.....
株式会社DMM
.....
03-XXXX-XXXX

電話をしてはダメ！

★ハガキを使った架空請求事例

公的機関などを装ったハガキによる架空請求が発生しています。今年4月には「民事訴訟管理センター」からの「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」。

終通知書

6月には「少額消費料金未納に関する訴訟最終告知のお知らせ」ハガキによる架空請求が発生しました。ハガキによる文面には、「法務省管轄支局訴訟管理事務局センター」、「債務不履行による民事訴訟」、「執行証明書の交付」、「取り下げ最終期日平成29年6月〇〇日」などと書かれています（左を参照）

少額消費料金未納に関する訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致したのは、貴方の利用されていた契約会社、または運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が受理されました事をご通知いたします。

管理番号(セ) [REDACTED]

裁判取下げ最終期日を経て、訴訟を開始させていただきます。

尚、ご連絡なき場合、原告側の主張を全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証明書の交付を承諾して頂きますようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては、当局にて承っておりますので、管理職員までお問い合わせください。

書面での通達となりますので個人情報保護法により、必ずご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

※取下げ最終期日 平成29年6月〇〇日

法務省管轄支局 訴訟管理事務所センター
東京都千代田区霞が関 [REDACTED]

取下げ等のお問い合わせ先 03-[REDACTED]

受付時間 9:00~18:30 休日(土・日・祝日)

電話をしてはダメ！

★身に覚えのない請求に応じる必要はありません

以上のようなSMSやハガキのような身に覚えのない請求には応じる必要はありません。「本人様からご連絡いただきまますようお願いいたします」などと書かれていても絶対に連絡しないでください。

～消費生活セミナー予告

親子で学ぶ おこづかいの使いかた

平成29年8月23日(水) 午前10時30分～

- ・講師：財務省近畿財務局職員
- ・対象：小学1～3年生と保護者
- ・保育（1歳以上の未就学児）・手話通訳
：いずれも8月8日までに要予約
- ・申込：8月1日 午前9時から（先着順）
電話またはファクス（072-844-2433）
- ・先着 15組程度、無料
- ・会場 枚方市立消費生活センター研修室



*「くらしの赤信号」は、くらしのリーダーをはじめ市民ボランティアの方々のご協力で配布しています。